

知事の給与の特例に関する条例をここに公布する。

令和5年10月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第28号

知事の給与の特例に関する条例

(知事の給料の額等の特例)

第1条 知事が令和5年11月1日から同月30日までの間に支給されるべき給料の額は、特別職の職員等の給与等に関する条例（昭和46年静岡県条例第25号。以下「特別職給与条例」という。）第3条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する額から47,161円を減じた額とする。

2 知事には、特別職給与条例第3条第1項の規定にかかわらず、令和5年12月1日から同月31日までの間に支給されるべき給料は、支給しない。

(知事の期末手当の額の特例)

第2条 知事が令和5年12月に支給されるべき期末手当の額は、特別職給与条例第5条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する額から3,112,642円を減じた額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和5年12月31日限り、その効力を失う。